

1 登録更新の手続き

次の書類に必要事項を記入・押印のうえ、登録有効期間満了日の遅くとも2週間前までに提出してください（補正指示等により手続きに時間がかかる場合がありますので、早めに申請していただきますよう御協力をお願いします）。

(1) 提出書類（申請部数：1部）

- ① 屋外広告業登録申請書（様式第2号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 登記（履歴）事項証明書 ⇒ ※法人の場合のみ・原本に限る
- ④ 申請者の略歴書（様式第4号）⇒ ※法人の場合はその役員
- ⑤ 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ⇒ ※個人の場合のみ・原本に限る
- ⑥ 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ⇒ ※原本に限る
- ⑦ 業務主任者の資格保有者であることを証する書面の写し
⇒ ※鳥取県屋外広告物条例第10条の11第1項参照

※ 上記の各種様式は、住まいまちづくり課ホームページに掲載していますので、御利用ください。⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/67824.htm>

(2) 登録更新手数料

10,000円

※ 同額の鳥取県収入証紙を購入し、登録申請書の所定の欄に貼付してください。
なお、県外等で鳥取県収入証紙の購入が困難な場合は、未貼付のまま申請してください。折り返し納付書をお送りします（納入確認に10日程度必要になります）。

(3) 提出方法

提出書類に必要事項を記入・押印の上、持参又は郵送により提出してください。

2 登録事項の変更手続き

登録事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に届出を提出しなければなりません。

3 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

電話：0857-26-7363

ファクシミリ：0857-26-8113

メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp